

秋田県公報

告 示

目 次

ページ

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（一六二・市町村課）	1
字の区域の変更（一六三、一六四・市町村課）	1
生活保護法による介護機関の指定（一六五・福祉政策課）	3
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（一六六・商工業振興課）	4
建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の請求の時期及び方法等（一六七・建設管理課）	5
都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告（一六八・都市計画課）	6
道路区域の変更（一六九・道路環境課）	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可（一七〇・秋田地域振興局建設部）	7
公 告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）	8
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（一八）	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（一九）	8
公職選挙執行規程の一部を改正する規程（二〇）	9

告 示

秋田県告示第百六十二号
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十七年秋田県告示第

五十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年二月二十五日から施行する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城
第一号の表条例別表第四に定める事務の項中「横手市、」を削る。

秋田県告示第百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、能代市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
能代市志戸橋字家ノ下 三三、三三、五三の一、五三の一	能代市字九郎左工門笹台
能代市外岡字逆川 五三の一、五三の二、五四、五五、七七の二、一七、一一八	

秋田県告示第百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、山本郡山本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
山本郡山本町字九郎左工門笹台 二の一五二の一部 山本郡山本町志戸橋字家ノ下 二の一の一部、二の二、三の一の一部、三の三、三の四の一部 山本郡山本町志戸橋字狐沢 字家ノ下二の一、三の一に隣接する道路である公有地の一部 山本郡山本町外岡字黒瀬 一八四の七の一部、一八四の二七の一部、一八四の二九、一八四の三〇の一部、二二三の二の一部、二三八の一、二三九の一、二四〇の一、二四一、二四二の二、二六六の二の一部、二六七の二、二六八の二、二七九の二 山本郡山本町字九郎左工門笹台 二の五七から二の五九まで、二の一五二の一部、二の一五二から二の一五五まで 山本郡山本町外岡字逆川 一九の一部、二六の一の一部、二六の三の一部、二六の四、三三の一の一部、三三の二、五一の三の一部、五一の五の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに一八の三の地先の水路である公有地の一部 山本郡山本町志戸橋字狐沢 二四の六の一部、五二の一部、五七、五八の二、	山本郡山本町外岡字逆川 山本郡山本町志戸橋字家ノ下

六二の一部、六六の一部、六八の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部 山本郡山本町志戸橋字藤木台 二五、二六に隣接する道路である公有地の全部 山本郡山本町志戸橋字家ノ下 一三の一部、六一の一から六一の三までの各一部、六三の一部、六四の二、七八、七九の一部、八一の一部 山本郡山本町外岡字逆川 六の二の地先の水路である公有地の一部 山本郡山本町外岡字中嶋 九五の二、九六、九七の一部、一一一の一部、一一四、一一五の一部、一一六の一部、一一六の二、一二〇の一部、二二六、二二七の一、二二七の二、二二八の一、二二八の二、二二九の二、二二九の三、一二九の四の一部、一三五の三の一部、一三六の四の一部、一三六の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 山本郡山本町外岡字黒瀬 七五の一部、七九の一部、八〇の一部、八一の二の一部、八二の一の一部、八七の二、九三、一〇二の一、一〇九、一一九、一二二、一二三、一二三から一二五までの各一部、一二六、一二七の二の一部、一二八の一部、一二九から一三三までの各一部、一三三の一部、一三三の二、一三三の三、一三四の二の一部、一四〇、一四〇の二、一四四、一四五の一部、一四六、一四七の二、一四八の一部、一四九から一五一まで、一五二の一部、一五三の一部、一五四、一五五、一五六か	山本郡山本町外岡字中嶋 山本郡山本町外岡字黒瀬 山本郡山本町志戸橋字狐沢
--	---

ら二六一までの各一部、二六二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	山本郡山本町外岡字外岡北	一九〇の一の地先の道路である公有地の一部	山本郡山本町外岡字鳥屋下 一五の一の地先の道路である公有地の一部	山本郡山本町外岡字田中 三四二の七、三五八の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	山本郡山本町外岡字根岸道下 一の一の一部、四の一部、一九の一の一部、一九の二の一部、一九の三、一九の八から一九の一〇まで、二一の一、二一の三、二一の四、二二、二三の二、二六の二、二七の二の一部、五四の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	山本郡山本町外岡字外岡北	山本郡山本町外岡字外岡北	山本郡山本町外岡字外岡北 三三五の一部、三三六の一部、三九一及び三三五の地先の道路である公有地の一部	山本郡山本町外岡字外岡南 一八一から一八三までの各一部、二四九の一部、二五三の一部、二五四の一部及び二四〇の二に隣接する道路である公有地の全部	山本郡山本町外岡字長峰台 四二の一の一部、四二三の三の一部、四三の五の一部
	山本郡山本町外岡字石ケ沢	山本郡山本町外岡字根岸道下	山本郡山本町外岡字渡道			山本郡山本町外岡字外岡北	山本郡山本町外岡字根岸道下			

山本郡山本町外岡字石ケ沢 二五の一部、二八の二の一部、二八の三の一部、三一の一部、四〇の二の一部、四五の一部、四八の一部、五八の一部、五九の一部、六二の一部、六三の一部、六四の二、六四の二、六五から七〇までの各一部、七五の一部	山本郡山本町外岡字外岡南
山本郡山本町外岡字長峰台 一の二の一部、二の一七の一部、二の一八、二の一九、二の二七、二の三二の一部、二の三三の一部、三の一の一部、三の二から三の四まで、六から八までの各一部、一六の一部、二五の二の一部、二六から二八までの各一部、二九から三一まで、三五、三六の二の一部、四二の二の一部、四三の三の一部、四三の五の一部、四四の四の一部、四五、四六の一部、四七、四八の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	山本郡山本町外岡字長峰台
山本郡山本町外岡字外岡南 一九八から二〇〇までの各一部、二四三の一部、二五〇の一部、二五六の一部	山本郡山本町外岡字石ケ沢 三一の一部、七五の一部

秋田県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
訪問介護センターあかつき	有限会社東北キャリア サービス 代表取締役	湯沢市杉沢字戸石崎三百二十五番地	訪問介護	平成十七年一月一日
じんだい調剤薬局	有限会社ライフ・ライ ン・ジャパン 取締役	仙北郡田沢湖町神代字野中清水二百二十五番地五	居宅療養管理指導	平成十七年二月一日
レッツ	有限会社レッツ 代表 取締役	南秋田郡飯田川町和田妹川字妹川九十四番地	居宅介護支援事業	平成十七年一月一日
株式会社虹の街本荘営業所	有限会社虹の街 代表 取締役	本荘市出戸町字八幡下百五十八番地一	訪問介護、訪問入浴介 護	平成十七年一月十五日
ショートステイゆかり追分	有限会社ゆかりの森 代表取締役	南秋田郡天王町天王字上北野四番地二十五	短期入所生活介護	平成十七年二月一日
小規模デイサービスまんさく	株式会社柴田建築 代 表取締役	能代市字高埴五十七番地一	通所介護	平成十七年一月十二日

秋田県告示第百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社秋田中央ビルディング 代表取締役 佐々木 泰 英

秋田市中通二丁目六番一号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田中央ビルディング

秋田市中通二丁目六番一号

(三) 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前

株式会社本金西武 代表取締役 村 田 公 昭

秋田市中通二丁目六番一号

イ 変更後

株式会社西武百貨店 代表取締役 大 崎 文 明

東京都豊島区南池袋一丁目二十八一

(四) 変更の年月日 平成十七年三月一日	
(五) 変更する理由 小売業者の吸収合併のため	
二 届出年月日 平成十七年二月十五日	
三 関係書類の縦覧場所及び期間 (一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 秋田市役所 商業観光課 (二) 縦覧期間 平成十七年二月二十五日から同年六月二十七日まで	
四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課	
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見を述べる理由	
秋田県告示第百六十七号 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。）第九 条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十七年度に行う建設 業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の 規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合 評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、 公示する。 平成十七年二月二十五日	
一 申請等の時期及び方法 (一) 申請等の時期 秋田県知事 寺 田 典 城	
個人及び決算期の属する月が平成十六年 十月から同年十二月までである法人	平成十七年三月二十三日及び同月 二十四日
決算期の属する月が平成十七年一月から	

同年三月までである法人		平成十七年七月七日及び同月八日
決算期の属する月が平成十七年四月から 同年六月までである法人		平成十七年十月六日及び同月七日
決算期の属する月が平成十七年七月から 同年九月までである法人		平成十七年十二月十五日及び同月 十六日
(二) 申請等の方法 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に二の書類 を持参して提出すること。 (三) (一)の時期に申請等を行うことができない者又は(二)の方法以外の方法により申請 等を行う必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部 建設管理課長が別途指定する。 二 申請等に必要な書類 (一) 申請書又は請求書 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請 求書 (二) 添付書類 (一) 一の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書 (二) 技術職員以外の職員の名簿 (三) 経営状況分析結果通知書の写し（総合評定値の通知の請求をする場合に限 る。）		
三 手数料及びその納付方法 (一) 手数料の額 (1) 経営規模等評価申請手数料の額 八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計 額 (2) 総合評定値通知請求手数料の額 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額 納付方法 (二) 申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知 省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値		
四		

通知書の郵送により通知する。
五 経営規模等評価に係る再審査
法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、(一)及び(二)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

(一) 申立ての時期及び方法

(1) 法第二十七条の二十八に規定する者

経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管理課に(二)の書類を持参して提出すること。

(2) 省令第二十条第二項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に(二)の地域振興局総務企画部総務経理課に(二)の書類を持参し、又は郵送して提出すること。

(二) 申立てに必要な書類

(1) 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

経営規模等評価結果通知書の写し

(3) 総合評定値通知書の写し(総合評定値の通知を受けた場合に限る。)

(4) 再審査の申立てをする理由を証する書類(法第二十七条の二十八の規定により申立てをする場合に限る。)

(三) 再審査の結果の通知

省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。

六 問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班(電話〇一八八六〇一二四三五)

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	新						
	新	旧	横手東由利線	横手東由利線	平鹿郡雄物川町沼館字宮ノ目二八二番一	地先から字中助五郎林五五番地先まで	〇・八五一
	新	旧	横手東由利線	横手東由利線	平鹿郡雄物川町沼館字宮ノ目二八二番一	地先から字中助五郎林五五番地先まで	〇・八五一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

秋田県告示第百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

平成十一年建設省告示第千八百一十一号本荘都市計画道路事業三・四・四号停車場

栄町線

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

秋田県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

(二) 期間 平成十七年二月二十五日から同年三月十日まで

秋田県告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称 飯田川町

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業 飯田川町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大曲市四ツ屋土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

仙北郡中仙町鍵見内字相野六十二番地の二

大曲市四ツ屋字新屋敷五十八番地

〃 〃 字櫛の木八十六番地

〃 〃 高関上郷字横張田七十三番地

〃 〃 花館字唐関五十八番地

〃 〃 四ツ屋字上前村六十四番地

〃 〃 新谷地字上台三十番地

佐 川 壽 男

児 玉 裕 一

小 松 賢 一 郎

佐 々 木 賢 新

佐 藤 正 男

佐 藤 賢 司 郎

石 橋 暎 祥

大曲市新谷地字小萱場二十九番地

〃 〃 高関上郷字高屋敷四十二番地

〃 〃 四ツ屋字上古道百五番地の四

〃 〃 高関上郷字野際八番地

〃 〃 四ツ屋字上原野四十三番地の内一

〃 〃 字下前村八十五番地の一

就任理事の住所及び氏名

大曲市四ツ屋字新屋敷五十八番地

〃 〃 字櫛の木八十六番地

〃 〃 字草刈野九番地

〃 〃 字上原野四十三番地の内一

〃 〃 新谷地字吉清館四十番地

〃 〃 字水呑場五十三番地

〃 〃 四ツ屋字上古道百五番地の四

〃 〃 字上前村六十四番地

仙北郡中仙町鍵見内字相野六十二番地の二

大曲市高関上郷字横張田七十三番地

〃 〃 字高屋敷四十二番地

〃 〃 花館字唐関五十八番地

〃 〃 高関上郷字野際八番地

退任監事の住所及び氏名

大曲市四ツ屋字中古道三十二番地

〃 〃 字榊田十一番地の内

〃 〃 高関上郷字田中五十一番地

就任監事の住所及び氏名

大曲市四ツ屋字中古道三十二番地

〃 〃 字榊田十一番地の内

〃 〃 高関上郷字田中五十一番地

協和町土地改良区

退任監事の住所及び氏名

仙北郡協和町船岡字上宇津野百五十七番地

仙北平野豊川土地改良区

退任監事の住所及び氏名

仙北郡中仙町豊岡字杉ヶ崎七十五番地

藤 田 勉

佐 藤 久 男

佐 々 木 良 悦

佐 藤 禎 祥

新 山 武 一

藤 田 喜 美 雄

児 玉 裕 一

小 松 賢 一 郎

藤 嶋 祐 虎

新 山 武 一

渡 部 幸 喜

鈴 木 光 治

佐 々 木 良 悦

佐 藤 賢 司 郎

佐 川 壽 男

佐 々 木 新

佐 藤 久 男

佐 藤 正 男

佐 藤 禎 祥

佐 藤 彪 悦

小 松 憲 司

太 田 忠

佐 藤 彪 悦

小 松 憲 司

太 田 忠

豊 島 健 悦

田 口 忠 利

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第307号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成十七年二月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十七年二月四日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックスOA 秋田市広面字鍋沼三十七
落札金額
- (五) 九百十七万七千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十七年一月四日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
陸上競技運営情報処理システム 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十七年二月四日
- (四) 落札者の名称及び住所
有限会社工藤スポーツ 秋田市土崎港北二丁目十二番三十六
落札金額
- (五) 二千九百二十九万五千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十七年一月四日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年二月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二九二
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、四三二

秋選管告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年二月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八四、八九四
能代市	一四、七二九
横手市	一〇、九七二
大館市	一八、〇九八
本荘市	二一、一六五
男鹿市	八、三五八
湯沢市	九、三六〇
大曲市	一〇、六五三
鹿角市鹿角郡	一二、五六七
北秋田郡	一七、九四一
山本郡	一三、三〇五
南秋田郡	一九、八六九
河辺郡	五、二〇八

由利郡			二〇、八二二		
仙北郡			三一、六七一		
平鹿郡			一八、四四一		
雄勝郡			一二、四八四		
秋選管告示第二十号					
公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。					
平成十七年二月二十五日					
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一					
公職選挙執行規程の一部を改正する規程					
公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。					
別表第二中		能代市松籙荘			
		能代市落合字大開一番地の一			
		を			
養護老人ホーム松籙荘		能代市緑町九番四十一号			
附 則		に改める。			
この規程は、公布の日から施行する。					
正 誤					
ページ	段	行	誤		
平成十七年二月二日（号外第一号）掲載の秋田県告示第百四号（皆伐面積の限度）（原稿誤り）					
二ページ表中					
馬場目川 "		二二・二六	昭和町		馬場目川 "
昭和町、井川町		の誤り。			
		は		馬場目川 "	
				二二・二六	
		正			

平成十六年八月十七日（第千五百九十八号）掲載の秋田県告示第六百七十一号（道路区域の変更）（原稿誤り）					
四		一〇	〇・七八八		〇・〇七九
		二二	は		の誤り。
平成十七年一月十四日（第千六百四十号）掲載の秋田県告示第四十八号（道路区域の変更）（原稿誤り）					
八		二二	〇・九三六		〇・〇九四
		一四	は		の誤り。
		一六	〇・八四七		〇・〇八五
			は		の誤り。
平成十七年二月二十一日（第千六百四十二号）掲載の秋田県告示第六十四号（道路の供用開始）（原稿誤り）					
六		五	〇・八四七		〇・〇八五
			は		の誤り。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)8766 FAX(063)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄